

平成 24 年度

財政援助団体監査結果報告書

東松島市監査委員

# 監査結果報告

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項及び同条第 7 項の規定に基づく財政援助団体(補助金交付団体、指定管理団体、出資団体)の監査

## 第 2 監査の対象

### 1 補助金等交付団体

補助金等交付団体は、資料提出のあった補助交付件数 155 件(団体)の中から、少額交付金及び過去 2 カ年の受検団体を除いた 22 件(団体)を抽出した。所管課毎の抽出件数は、以下のとおりである。

所管課	補助金名	団体名	市補助金(円)
農林水産課	みやぎの水田農業改革支援事業(水田営農条件整備)補助金	おおしお生産組合	3,284,000
	被災農家経営再開支援補助金	矢本地域農業復興組合	212,460,275
	被災農家経営再開支援補助金	鳴瀬地域農業復興組合	51,173,115
	東日本大震災農業生産対策交付金	(株)サンエイト	68,668,000
	宮城県農業生産復旧対策事業費補助金	(株)サンエイト	34,333,000
	農業生産対策事業費補助金	(株)サンエイト	34,333,000
	東日本大震災農業生産対策交付金	やもと園芸生産組織連絡協議会	110,504,000
	宮城県農業生産復旧対策事業費補助金	やもと園芸生産組織連絡協議会	55,251,000
	農業生産対策事業費補助金	やもと園芸生産組織連絡協議会	55,251,000
	水産業共同利用施設復旧事業補助金	宮城県漁業協同組合	9,395,000
	水産業共同利用施設復旧事業補助金	鳴瀬川水系さけます増殖協会	164,000

所管課	補助金名	団体名	市補助金(円)
市民協働課	赤井コミュニティ助成事業	赤井地区自治協議会	2,500,000
復興政策課	東松島市地域公共交通活性化協議会補助金	東松島市地域公共交通活性化協議会	3,675,000
福祉課	知的障害児通園施設整備事業補助金	社会福祉法人矢本愛育会	4,353,000
	社会を明るくする運動活動費助成金	社会を明るくする運動東松島市推進委員会	17,000
教育総務課	私立幼稚園就園奨励費補助金	学校法人石輝学園矢本はなぶさ幼稚園	1,299,900
	私立幼稚園就園奨励費補助金	学校法人丁子学園鳴瀬幼稚園	6,481,700
	宮城県被災幼児就園支援事業費補助金	学校法人石輝学園矢本はなぶさ幼稚園	2,466,200
	宮城県被災幼児就園支援事業費補助金	学校法人丁子学園鳴瀬幼稚園	267,800
防災交通課	東松島市防犯協会補助金	東松島市防犯協会	202,407
農業委員会事務局	東松島市農業者年金加入者協議会補助金	東松島市農業者年金加入者協議会	45,000
商工観光課	街路灯改修工事事業助成金	東松島市商工会	3,990,000
	東松島市観光物産協会助成金	東松島市観光物産協会	200,000

## 2 指定管理団体

指定管理団体は、資料提出のあった指定管理件数 15 件(団体)の中から過去 2 年の受検団体を除く、4 件(団体)を抽出した。所管課毎の抽出件数は、以下のとおりである。

所管課	指定管理施設	団体名	指定管理料(円)
生涯学習課 (スポーツ振興班)	大塩地区体育館	大塩コミュニティ協議会	1,306,558
市民協働課	大曲市民センター	大曲まちづくり協議会	15,500,100
	大塩市民センター	大塩コミュニティ協議会	16,636,200
	野蒜市民センター	野蒜まちづくり協議会	16,164,90

## 3 出資団体

出資団体は、資料提出のあった出資件数 12 件(団体)の内、震災後の現状に鑑み、地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に規定する 1/4 以上出資している第三セクター(株)奥松島公社を抽出した。

所管課	団体名	市出資金等(円)	備考
商工観光課	(株)奥松島公社	30,600,000	出資 73%

## 第 3 監査の期間

平成 24 年 10 月 12 日から平成 24 年 11 月 12 日まで

## 第 4 監査の日程

平成 24 年 10 月 12 日から平成 24 年 11 月 12 日まで

## 第 5 監査の方法

### 1 補助金等交付団体

抽出により提出された関係書類を元に補助金交付決定に係る事務処理等が適正且つ効率的に行われたか、また、当該団体について適切に指導、審査が行われたかを主眼に、団体から関係書類の提出を求め、所管課保管の関係書類との照合により実施した。

東松島市地域公共交通活性化協議会補助金及び街路灯改修工事業助成金の監査に際しては、土井一朗代表監査委員が当該補助金交付団体の監査になっているため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、除斥されている。

## 2 指定管理団体

抽出により提出された関係書類を元に条例及び協定書に沿って適正な管理が行われているか、所管課においては管理運営状況を的確に把握し、必要な指導等を適時適切に行っているかを主眼に実施した。

## 3 出資団体

出資団体は、出資証券等の保管状況及び震災後の現状に鑑み、(株)奥松島公社の決算内容をはじめ復興状況について実施した。

## 4 所管課からのヒヤリング

書類監査の結果、次によりヒヤリングを実施した。

日程	課(局)名	ヒヤリング事項
11月2日(金) 10:00	商工観光課	東松島市観光物産協会助成金交付事業 東松島市街路灯改修工事事業助成金交付事業 第三セクター「(株)奥松島公社」出資金
11月2日(金) 13:30	農林水産課	被災農家経営再開支援補助金交付事業 (株)宮城県食肉流通公社出資金 宮城県漁業無線協会出資金 石巻地区森林組合出資金
11月2日(金) 15:30	市民協働課	赤井コミュニティ助成金交付事業 大塩市民センター指定管理事業 大曲市民センター指定管理事業 野蒜市民センター指定管理事業
11月5日(月) 10:00	生涯学習課	大塩地区体育館指定管理事業
11月5日(月) 11:00	福祉課	知的障害児通園施設整備事業補助金交付事業
11月5日(月) 13:30	教育総務課	宮城県被災幼児就園支援事業補助金交付事業
11月12日(月) 10:00	農林水産課	被災農家経営再開支援補助金交付事業

## 5 指定管理団体からのヒヤリング

書類監査の結果、次によりヒヤリングを実施した。

日程	団体名	対象事業	ヒヤリング事項
11月7日(水) 9:45~12:00	大塩コミュニティ協議会	大塩市民センター指定管理事業	事務処理規程等の有無と整備状況 施設利用許可から利用料収納までの処理状況
		大塩地区体育館指定管理事業	領収書等証拠書類の整備保存状況

## 第6 監査の結果及び意見

### 1 補助金等交付

#### (1) 双方代理

財政援助団体の中には、市長が会長等の代表となっており、契約行為や補助金の交付に関しては、民法第108条の規定により双方代理となり禁止されている。

今回の監査で双方代理と確認されたのは、次のとおりである。

鳴瀬川水系さけます増殖協会に係る水産業共同利用施設復旧事業補助金  
東松島市地域公共交通活性化協議会に係る東松島市地域公共交通活性化協議会補助金

このことは、民法第108条の規定に抵触するため、下記の中から選択し、適切に対応されたい。

当該団体の会長職の交代

当該団体の副会長に委任

副市長に委任又は東松島市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

なお、副市長に委任又は東松島市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則による場合は、一部だけではなく一切の処理が対象となるので留意されたい。

#### (2) 関係書類

書類の作成や整備について、一連の事務処理の流れに沿って実施したが、一部の課において添付書類の不足、変更申請にあたり変更前後を記した書類の未整備、変更理由の不明瞭、時系列な綴りがされていない等が散見された。

それぞれの所管課においてチェック体制が希薄になっていると思慮されるので、改善されたい。

#### (3) 出納事務

市が事務局となっている財政援助団体の預金通帳及び印鑑保管状況、出納簿の整備等については、適正に執行されていると認められる。

#### (4) 補助金交付事務

市が事務局となっている財政援助団体は、以下の6団体となっている。

鳴瀬川水系さけます増殖協会

東松島市地域公共交通活性化協議会

社会を明るくする運動東松島市推進委員会

東松島市防犯協会

東松島市観光物産協会

東松島市農業者年金加入者協議会

この中で団体側事務と行政側事務を同一職員が対応している団体は、  
の3団体であった。やむを得ない状況と思われるが、適正な執行には担当者  
を異にすることが重要であり、検討されたい。

(5) 被災農家経営再開支援補助金

対象団体合わせて当初交付決定額 349,800 千円を増額変更し 519,250 千円  
としたが、結果として 255,845 千円と増額変更分を上回る不用額がでた。

原因は、浸水した農地の排水作業及び防潮堤の整備が進まず、結果として  
計画の6割程度の事業となった。

個々の事務事業の進捗状況等から年度内執行可能な事業量を推計の上、減  
額補正が可能なものもあったと思慮されるものである。

今後も継続されると思うが、取り巻く状況を踏まえつつ適切に執行されたい。

## 2 指定管理団体

(1) 大曲、大塩、野蒜市民センター及び大塩地区体育館

協定書に基づき適正に業務が履行されていることを業務報告書等の関係書類により認められた。

会計科目の設定について、配列の相違、同種の支払事案について支出科目の相違が見られ、それぞれの市民センターの独自性はあると思うが、指導管理上、統一を検討されたい。

事務処理要領等は、未整備な施設もあり作成について適切な指導に努められたい。

## 3 出資団体

(1) 出資証券等の保管

関係書類簿は、団体毎、時系列毎に整理され、出資証券等は、会計課金庫に保管されていることが確認された。

(2) (株)奥松島公社

中核となっていた嵯峨溪遊覧船事業及びNマップが東日本大震災によって全壊し、事業縮小していることに鑑み、被災後に事業内容について実施した。

決算の推移

平成 21 年(第 16 期)から平成 23 年(第 18 期)の決算の推移は、次表のとおりであり、東日本大震災により税引前当期純利益は、21,943,124 円と震災前と比較して一変した。

費 目		第16期 (平成21年)	第17期 (平成22年)	第18期 (平成23年)
収益	売上高	104,789,092	128,629,213	67,515,369
	営業外収益	10,038,008	393,347	1,676,049
	特別利益	500,000	13,429	0
費用	売上原価	50,123,575	49,551,217	36,518,631
	販売費及び一般管理費	61,972,685	74,430,747	39,876,662
	営業外費用	0	0	122,945
	特別損失	1,132,319	208,159	14,616,304
利益	税引前当期純利益	2,098,521	4,845,866	-21,943,124

また、市からの各種業務委託は、次表のとおりである。奥松島観光情報センター指定管理業務は、震災により平成 23 年度は廃止となった。

業 務 名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ふるさと雇用再生特別基金事業業務(地域産業振興事業)	13,650,000	15,261,750	
奥松島観光情報センター指定管理業務	8,148,000	8,400,000	
観光ガイド育成事業業務		5,750,850	
観光客誘客事業業務(緊急雇用創出事業)		6,615,000	10,054,800
地場産品魅力発信事業業務(緊急雇用創出事業)			11,025,000
矢本 P A 施設管理業務			682,500
合 計	21,798,000	36,027,600	21,762,300

上記 2 つの表からも震災後は、市からの緊急雇用創出事業の各種委託料により運営活動が維持されていることが窺える。

現在の緊急雇用創出事業は、平成 26 年度で終了し、以後は、自立での運営が必要となる。

しかし、震災から早 1 年 8 カ月あまり経過しているが、未だに今後の事業計画に着手されていないことは、第三セクターの存亡に関わることでと憂慮するものである。

このことから早急に事業計画を作成し、計画を具現化することが、喫緊の重要なことであり、当該団体の責務と考えられる。